

今後のICT分野における国民の権利保障等の
在り方を考えるフォーラム（第6回会合）

1. 日 時：平成22年6月2日（水）17：00～18：00

2. 場 所：総務省第1特別会議室

3. 出席者：

（1）構成員（座長を除き五十音順、敬称略）

濱田 純一（座長）、宇賀 克也、後 房雄、木原 くみこ、楠 茂樹、黒岩 祐治、
郷原 信郎、重延 浩、宍戸 常寿、中村 伊知哉、服部 孝章、羽石 保、
浜井 浩一、深尾 昌峰、堀 義貴、丸山 伸一

（2）オブザーバ（五十音順、敬称略）

飯島 富太郎（代理出席）、金田 新（代理出席）、嶋 聡（代理出席）、
長尾 毅（代理出席）、広瀬 道貞、渡邊 大樹（代理出席）

（3）総務省

原口総務大臣、内藤総務副大臣

4. 議 事

（1）ヒアリング等の総括

（2）当面の進め方について

（3）意見交換

5. 議事録

【濱田座長】 それでは、定刻となりましたので「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」の第6回会合を開催させていただきます。

本日の会合も、これまでと同様、完全公開により行わせていただきます。この会合の様子は、インターネットにより生中継をいたしておりますので、ご了解いただければと思います。

本日は、長谷部座長代理、音構成員、工藤構成員、五代構成員、根岸構成員がご欠席と伺っております。それから、KDDI小野寺オブザーバの代理で長尾渉外広報本部長に、ソフトバンク孫オブザーバの代理で嶋社長室長、静岡朝日テレビ放送河合オブザーバの代理で飯島常務取締役、NHK福地オブザーバの代理で金田専務理事、NTT三浦オブザーバの代理で渡邊経営企画部門長にそれぞれご出席いただいております。

総務省側では、長谷川政務官がご欠席と伺っております。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。今日は、大体1時間程度、18時までを目処に議論をいただければと思っております。前回まで合計3回にわたって関係者へのヒアリングを行ってまいりましたが、今回はその結果も踏まえて、これまでのご意見・ご議論の総括を行い、その上で、フォーラムの当面の進め方についてご議論をいただければと思っております。

初めに、大臣から一言お願いできればと思います。

【原口大臣】 皆さん、こんにちは。毎回精力的にご議論いただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

ご案内のとおり、今日午前中に鳩山首相が辞意を表明し、総辞職の決まった内閣という中で、皆様にご挨拶させていただくことになりました。座長をはじめ皆様のこれまでの大変なお力添えに心から敬意を表しますとともに、「言論の砦」ということを本格的に総務省の中で議論することができましたことを、冒頭私からお礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

ICT分野、情報通信分野は目まぐるしく変わっています。放送と通信の融合法制である60年ぶりの放送法改正も国会に出させていただきました。ただ、私どもはまだまだ反省すべきところが多々ございます。つまり、法文上は何の瑕疵もない、しかし、見る人が見れば、あるいは別の観点から見ると、恣意的な権力の介入の余地や、言論を構成する、あるいは創造する方にとっては、センシティブなものもたくさんあることも学ぶことができました。

これから次の内閣を組織するため、4日に代表選挙、そして首班指名と流れてまいります。引き続き私たちは、放送行政、あるいは情報通信、言論の自由について議論を重ねてまいりたいと思います。次の総理が誰になるのかは、まだわかりません。しかし、私たちは、オープンで情報が囲い込まれないこと、一人一人の国民が情報を選択する自由を持っていることが極めて大事であると考えています。また、一方で、知らないうちに自分の情報が蓄えられ、マーケティングに供され、権利が侵害されるといった事態も起きています。(情報通信分野は)スピードが速いです。速いからこそ、じっくりと、しっかりと議論をしていくことが大事であると思っています。

今日は、3回のヒアリングの総括をいただくということでございますが、私も誰にバトタッチするのか、しないのかわかりませんが、皆様におかれましては是非これま

で以上のご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の感謝の挨拶に代えたいと思います。本当にありがとうございます。

【濱田座長】 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、今日の議事は先ほど申しましたように、ヒアリング等の総括と当面の進め方についてが中心でございます。まず、これまでの取りまとめについて、事務局で過去3回のヒアリングを中心にして、これまでの主なご意見、ご議論をアジェンダごとにまとめております。それを座長の私から簡単に紹介させていただければと思います。

これは、ご覧いただければいいのですけれども、ざっとお目通しいただくということで、私も少しずつまとめをしながらお話ししていきたいと思います。この中で、こういうことがまだ漏れているのではないかとか、このあたりはもうちょっとこういう形で議論した方がいいのではないかといったことを、後ほど是非ご意見をいただき、議論を重ねていただければと思っております。

それでは、「ヒアリング等の総括」という資料をご覧いただければと思います。まず1ページ目の総論で、先ほども大臣からお言葉がありました「言論の自由を守る砦」でございますが、これについては、新しい「組織」と考えることもあれば、表現の自由を拡大するための「制度設計」、あるいは「強化策」と捉えることもできるだろうというご意見もございました。あるいは、「砦」のつくりようによっては、放送・報道の自由を破壊する危険性もあるのではないかと。

それから、ハードな規制の強化（政府による番組への直接介入等）にシフトすることであれば、強い権限と独立性を有する独立規制機関が「砦」になるけれども、それとは別の発想で、対話型規制の透明化に力点を置くのであれば、「行政の監視機関」、あるいは「事業者内部の取組強化」、「BPOの機能拡大」という重層的な形で「砦」を構築していく考え方もあり得るというご意見もございました。あるいは、そもそもこういう「砦」は必要ないというご意見もありましたし、独立行政委員会の設置は、報道・放送の自由を保障するものとして重要であり、こういうものをしっかり実現すべきだというご意見もございました。

それから、2ページ目ですが、日本列島をもう少し大きくとらえて「自由の砦」としていくことで、最先端のデジタル環境を整備していく視野から捉えてはどうかというご意見もありました。あるいは、BPOを定着させるという課題についてもご意見がございました。また、政策インデックスにございます「日本版FCC」をやるかやらないかを明確に

すべきであろう。情報通信省を含めて省庁再編まで議論してはいかがかということもございました。

それから、こうした議論の中で、放送事業者自らが自由を侵害されないように能力を高めていく必要があるだろうということもございましたし、視聴者サイドから温かく、しかし批判精神を忘れない率直な声が寄せられることが、表現の自由を守る一番の「砦」になるだろうというお話もございました。

また、「砦」をどういう角度から論じていくかというときに、独立性、多様性という要素があるだろうということで、独立性という意味では独立行政委員会の設置、多様性という意味ではクロスオーナーシップや記者クラブ・会見の解放といった論点があり得るだろうというご意見がございました。また、「砦」の中核は、問題報道・放送に対する実効的対策がきちんととられることではないかというご意見もございましたし、違法有害情報対策を行う組織・団体、また、それがどういう機能を果たしていくのかという工夫を重ねていくことも「砦」になるだろう。こういったご意見が全般としてございました。

次に、3ページです。「放送分野における報道・表現の自由を守る具体的な取組」の形として、まず、放送事業者のコンプライアンス体制について色々なご意見が出されております。放送の自由は放送人自らがつかみとるものだということ。同時に、その自由を守るのは「放送局の責務」であるということ。そして、規制強化を受けないためには、きちんとしたコンプライアンスが実行されるべきだといったご意見がございました。ただ、同時に、コンプライアンスという言葉が言われ出してから、事件・問題報道が減ったわけではない。何故こういう批判を受けるような番組づくりが続くのかといった問題提起もあったかと思えます。

それから、放送被害の防止という側面だけではなく、他方で国民の知る権利の保障という積極的な側面で、メディアに何を期待するのかという視点も必要だろうというご意見がございました。

それから、報道によって偏った世論に流されて政策がつくられることは危険であって、報道において事実・データをどういうふうにチェックしているのか。事実を正確に伝えてもらうために、何らかの対策が必要であろうというご意見がございましたし、そういうものを具体化していく一つの方法にもなるのでしょうが、外部委員で構成されるオンブズマン制度、視聴者参加のオンブズマン制度を導入してはどうか。あるいは、視聴者側のメディアリテラシーの向上への取組も重要だろうということがございました。また、実際に放

送局に何か意見を出す場合に、それをどこのページから投稿するのかが見つけづらく、どう扱われるのか不明確というご意見もございました。

次に、4 ページです。業界の自主的規制機関としてBPOが活動しているわけですが、BPOを定着させることが大事である、あるいは、BPOがカバーできない問題も含めて扱うこともどうするか考えるべき。BPOだけではなくて、まずは事業者自身がきちんと説明し、BPOはそれをバックアップするというのが筋ではないか。そういうBPOの役割をどうとらえるかという議論がございましたし、その役割ということでは、放送事業者が真実性を明らかにするプロセスをチェックするのがBPOの重要な役割で、これまでのBPOの検証は不十分などころがあるのではないかと。また、努力していない事業者に厳しく指摘する姿勢が必要ではないかというご指摘もございました。

それから、BPOをどう活用していくかその存在を見せ、どのようにBPOが意見を処理・活用しているのか見せていくことも必要だし、そのための環境整備が国の役割だろうというご指摘がありました。

それから、司法との関係では、人権侵害についてはBPOや司法による事後的規制により十分対処可能である。BPOの決定に対して、放送局がきちんと自主的対応を必ずしもとっていないという問題があるのではないかと。あるいは、BPOの実態がわかりにくいのではないかと。取組が100点ではないけれども、BPOでやることと司法的救済との役割分担の関係をどうとらえていくかというご指摘もございました。

次に、5 ページです。「通信分野における報道・表現の自由を守る取組について」ということで、通信分野の人権侵害対応は不十分だけれども、行政の介入は避けるべきだというご意見。それから、違法有害情報に関する議論は、実際に規制をどうするかは非常に微妙な問題になることもあるというご指摘。そして、権利侵害情報を減少させることが、結果として表現の自由を守ることにつながるという観点から、違法有害情報対策を行う組織・団体やその機能・工夫も、重要な「砦」の一部になり得るだろうというご指摘もございました。

それから、人権・プライバシー・著作権といった「イノベーションを伴うチャレンジ」に対して、正しい理念のもとで過剰対応ではない適切なルール、安心・安全な技術をつくっていくことが重要だというご指摘。それから、青少年の安心・安全なインターネット利用のために第三者機関を設立して、民間の努力に対する環境整備を国の役割として行っていくべきだというご指摘。それからもう一つ、安心・安全なインターネット利用環境の整

備のために国が積極的に取り組むとともに、先ほどもありましたように、民間と国との連携が課題であろうというご意見がございました。

次に、6ページですが、「行政による対応の現状と課題」ということで、これまでの行政による対応の評価については、報道の自由への国や地方自治体など行政機関の介入は認められない。たとえ表現の自由を守るためであっても、行政機関の介入は認めるべきではないというご意見。それから、番組問題への行政指導が多くなったのは、行政の間違いであるというご指摘。それから、「砦」と行政指導の関係についてきちんと議論すべきだろう。また、法令解釈とその実行の在り方をどう捉えていくか、あるいは権利保障と同時に自立した責任をどう位置付けていくかが大切であろうというご意見がございました。

次に、「第三者的な監視組織の必要性及び課題」ということでは、政府内部に行政を監視する機関を設けて透明性を高めるという考え方。また、行政委員会的なものといっても、会計検査院等色々な仕組みがあるので、幅広く議論すべきであるというご意見がございました。特に、こういう組織をつくる場合に、議院内閣制では国会・政党からの独立性、あるいは人選の中立性もしっかりと考えておかなければいけないというご指摘がございました。また、独立規制機関としては、かつての電波監理委員会のような歴史的な経緯も含めて検討すべきではないかというご指摘がございました。

次に、7ページです。「その他ICT分野における権利保障に係る枠組みの現状と課題」ということで整理させていただいたグループの中では、まず、訂正放送制度を念頭に置きながら、訴訟提起をしてもなかなかメリットがない構造をどうするのか、あるいは、訂正放送・反論権制度は裁判所によって実施されるべきことではないか、また、BPOと司法的救済との役割分担をどうとらえていくかという整理も必要だろうというご指摘がございました。

次に、8ページです。「クロスメディア所有の在り方」については、言論の多元性を確保する上で十分に機能しているかどうかを検証する必要があるだろう。テレビ局が生まれた当時は、新聞に育てていただいたという関係もあったけれども、現在は自立しているという認識があるというお話もございました。3事業支配の原則禁止規定については、強化ではなく撤廃すべきであるというご意見もあり、その背景としては、新たなメディアが登場・普及していて、情報の多様性・多元性・地域性がかつてとは異なってきているというお話もあったかと思います。

同時に、フリーペーパーやコミュニティFMが出てきているが、そういうものを直ちに

クロスメディア規制撤廃の論拠とするのは、次元が違うだろうというご指摘もございましたし、今のような新しいメディア状況、経済状況の中で、新聞社や放送局がその使命を果たしていくためには経営の安定が不可欠で、さらなる連携の強化を可能とする制度整備が必要であるというご意見もありました。

次に、9ページです。「記者クラブ制」の問題ですが、これについては、放送業界の閉鎖性の改善が必要だろうというご意見。それから、フリーの記者、通信メディアをはじめとして、すべての国民に公平に「知る権利」、あるいは「アクセスして発信する権利」が保障されるべきだというご意見がございました。また、誰でも会見に参加し、コミュニケーションの権利を保障するという観点を議論すべきではないかということ。それから、総務省の所管か否かにかかわらず、大きな視点で議論すべきだというご指摘がございました。

同時に、各記者クラブのルールをこうした場で一元的に決めるのは無理ではないか。総務省には、記者クラブ制について方向性等を出す権限（根拠）はないのではないかとのご意見。そして、統治機関が自主自律に拠って立つ言論機関に権限を行使すべきではないというご意見もございました。また、発信主体としての市民を実現するため、記者クラブは記者室の自発的な見直し、あるいは市民が発信するクラブの設置が必要ではないかといったご意見がございました。

次に、10ページです。「これまで情報の受け手だった国民が自ら発信する側となるための仕組み」についても、かなりご意見が出されておりました。総論的なところを10ページに挙げておりますけれども、大臣からも、様々な表現者、クリエイターが放送にアクセスでき、互いに切磋琢磨して、よりよいコンテンツ・番組を作り上げる「機会と権利」が保障されることによって、ヒューマンバリューを向上させる方策を検討していただきたいというお話がございました。

こうした「市民の権利・義務」を基礎にすえて、広く表現の自由等を享受できるようにするという視点が必要だろうということ。あるいは、地域活性化、文化育成、一人一人が輝く・幸せになる等の観点を入れることが大事ではないか。あるいは、情報にアクセスできる権利を考えて、放送が特定の社に独占されることでは必ずしも十分ではないのではないかとということ。

それから、市民が発信主体としてマスメディアと共存できる仕組みを考えるべきだろう。と同時に、パブリック・アクセスやネット放送のために「表現を財産的価値に変えている者」の権利を制限することは疑問があるのではないか。財産としての情報と報道・表現の

自由と一緒に議論しないことも大切だというご意見もありました。

それから、対価を還元でき、音楽・映像関係の産業も発展できるような技術や社会的な仕組みづくりも大事だし、メディア教育を社会全体で普及させて、リテラシーを高めることも重要だといった総論的なご意見がございました。

具体的なパブリック・アクセスの話とコミュニティ放送の話を次にまとめておりますが、11ページから12ページにかけてはパブリック・アクセスのところで、日本での導入が望ましいのではないかということ。こうした中で、法規制による導入アプローチを避けて、日本が豊かな放送文化をはぐくんできた背景も考えながら、近年の多様性確保への要請にどうこたえるか考えていく必要があるだろう。また、こうした新しい取組を推奨するムードを社会全体で醸成することも大事だろう。

それから、コミュニティ放送で既にパブリック・アクセスはある程度導入されている。それから、メディアの拡張といったコンセプトで考えていく中で、新しいパブリックアクセス・チャンネルをつくれないうか考えていってはどうか。衛星等も利用して、NPOなど多様な制作主体の参加を促していくための財政支援措置も検討することもどうだろうかというご意見もございました。

こうしたアイデアに賛成のご意見と同時に、中身も大切だということも十分議論する必要があるということ。また、それに関連して、番組制作が自由市場の中でこうした機会に十分発展できることを期待したいというご意見もございました。12ページの上にその話が続いておりますが、「メディアセンター」の展開、パブリック・アクセスについての国民的議論を形成していくことと同時に、「支援基金」の創設も考えてはどうかというお話もございました。

最後に、「コミュニティ放送」ですが、公共放送、商業放送の2本立てに加えて、非営利の放送たるコミュニティ放送を加えることは大事なのではないかと。コミュニティFMの中では、地域の市民自身が「出演・参加する権利」を持って、重要な場になっている。障がい者でも参加が容易になる対応策も必要だろう。それから、コミュニティFMではインターネットサイマル放送への取組も広がっているわけで、そうした状況に対応していくことも課題が色々あるというご指摘がございました。

それから、地元の新聞社、放送局によるコミュニティ放送への協力が評価されるようにするとともに、コミュニティ放送を行うNPO等自身も社会から信頼されるための情報開示等が必要であるし、市民公益税制等地域の「きずな」を支えるファイナンスもセットで

考えていくべきだろうというご指摘もございました。また、こういうものを容易にしているための設備投資負担の軽減のために、例えばアナログ用放送機器をコミュニティ放送局が優先的にもらってはどうかという具体的なご提案もございました。

以上のとおり、これまで非常に幅広いご意見をいただいております。先ほど申しましたように、重要なポイント等抜けておりましたら、ご指摘いただければと思います。とりあえず、議題（２）の当面の進め方についてもざっとご説明申し上げた上で、議論いただければと思っております。

もう一枚の「当面の進め方（案）」という資料をご覧くださいと思います。今日は今申し上げましたような形でヒアリング等の総括をさせていただいて、それとあわせて当面の進め方に関する議論をしていただくということで、ざっと考えてみましたのは、次に議論の深化のプロセスに当然入っていくわけで、ここにございますように、まず次回あたりに「放送分野における報道・表現の自由を守る取組について」、「通信分野における報道・表現の自由を守る取組について」ということで、ＢＰＯの評価等も含めて議論してはどうか。

２回目は、「行政による対応の現状と課題」、「ＩＣＴ分野における権利保障に係る枠組みの現状と課題」について色々論点がございましたが、そういうことを取り上げて議論してはどうか。それから、３回目に、先ほども最後の方で説明いたしましたパブリック・アクセス、国民が発信する側に回るという仕組みについて議論してはどうかという形で、とりあえずは整理いたしました。

ただ、当面の進め方については、議論の深化のテーマにもうちょっとこういうものを加えるべきだとか、回数を増やすべきだとか、議論の深化をする前にもう少しヒアリング等をすべきだとか、色々なご意見があろうかと思えます。私も、この「進め方」は本当に案という程度でまとめているものですので、是非色々ご議論いただいて、これからの進め方を考えることができればと思います。今申しましたように、これからのご議論で追加でこういうところはヒアリングしたいとか、こういうところをプレゼンしてみたいということがございましたら、是非おっしゃっていただければと思います。そういうご意見を組み込んで、これからの進め方を考えていきたいと思えます。

私からは以上です。それでは、先ほどご説明しました総括について、こういうことが抜けているのではないかと、これからの進め方はこうすればいいのではないかといったことを、どうぞご自由にご意見をいただければと思います。挙手をいただければと思います

ので、よろしくお願いいたします。

【服部構成員】 服部です。何回目かの会合で、行政の取組について質問しました。行政の側の意向を聞きたいと言ったと思います。つまり、法に基づかないというか、私は基づかないと思っているんですが、行政指導、嚴重注意がこれまで随分出されました。BPOの放送倫理検証委員会ができてからは、2年間全く行政指導がなかったが、3年目に入って、去年2009年、4件ほど放送倫理検証委員会が問題としなかった事例に嚴重注意の行政指導が行われました。

その齟齬は一体何なのか、行政の側からの説明がなければ、BPOの今後を考えていくうえでも、政治と行政との関係を見るうえでも、行政権限がはっきりとは見えてきません。これは原口大臣にも是非感想を言っていただきたい問題です。原口大臣になってからは放送事業者に対するそういう行政指導はなされておられません。これまでの行政指導事案についてどういう背景・理由のもとで行われてきたのか。昨年秋、BPO人権委員会の三宅委員長代行から情報公開を求めて、行政指導についてのまとまった文書で出ていますけれども、その指導を行った理由については全然説明がなされていません。こういう案件がありましたというだけなので、是非このフォーラムの場で行政担当者からご説明いただけたらと思います。次回以降にお願いしたいと思います。

【金田オブザーバ代理】 NHK会長の代理で出席しています金田でございます。3月1日に「放送分野における報道・表現の自由を守る取組について」ということでご説明させていただきました。

その際に、視聴者の意見をどのような形で吸収し、それを番組にどのように反映するのかの体制についてご説明申し上げました。その活動についてのまとめを、現在NHKのサイトで詳しく報告させていただいていますが、それを「NHK視聴者サービス報告書2010」ということで冊子にしましたので、お許しが得られれば、委員の方にお届けしたいと思います。全体で1年間に465万件、番組関係で135万件ほどのご意見をいただいております。それをどのような形で番組の改善に使っているかのご説明資料でございます。

【濱田座長】 ありがとうございます。それでは、その資料は委員に後ほどいただけますでしょうか。今後の議論のデータとして使わせていただきたいと思います。

【丸山構成員】 読売新聞の丸山です。濱田座長のつくられた「当面の進め方(案)」に基本的に賛成という立場から、若干意見を述べさせていただきます。

私は、初回の会議で原口大臣がおっしゃられた「放送・報道の自由を守る砦」の「砦」

という言葉の意味について、正確な認識をこの場の構成員で共有することが第一に大切なことではないかと考えます。大臣が初回に示されたアジェンダ案を私なりに解釈いたしますと、砦の必要性について次のように議論を進めてほしいというミッションを与えられたのではないかと考えます。

すなわち、まず放送事業者による自主規制、BPOの取組等の実効性を調べて評価して、一方で行政による放送番組等への規制・介入の事例、立法による規制・介入を巡る動きなどを放送・報道の自由との兼ね合いの中で議論する。その上で、問題解決の切り札となるのであれば、諸外国の状況を調べる中で、例えば日本版FCCのようなものが必要であるか否か、それが実現可能かどうかを探るということではないかと思えます。

そうすると、「砦」は日本版FCCのような組織であるとも、問題解決、問題発生の未然防止を担保する制度設計であるとも解釈できるわけです。どちらなのか定まっている方が議論は進めやすいとは思いますが、今後の議論の中でその姿がはっきり見えてくる可能性もありますので、その問題はひとまず置きます。

ただ、組織であれ制度設計であれ、国家権力が少しでも入り込むものは「砦」とはなり得ないと私は確信します。アメリカのFCCを見ると、実態は権力からの独立とはほど遠い、極めて政治色の強い委員会となっているそうです。原口大臣が「FCCはモデルではない」とおっしゃる意味もよくわかります。だからといっては失礼かもしれませんが、今般の放送法改正案においては、電波監理審議会に、表現の自由などの確保に関する放送行政を独自に審査して、総務大臣に建議できる条項を盛り込もうとされましたが、結果削除された経緯がございます。

先ほど大臣は、センシティブなものがあることを学ばれたとおっしゃいましたが、やはり「放送の自由を守る砦」は、それに逆行するおそれのある要素、匂いすら備えてはいけないものではないかと考えます。現状を見ますと、番組制作等で同じ過ちを何度も繰り返しているから、権力介入の口実をつくってしまっているのではないのでしょうか。業界やBPOによる自主規制をより実効性のあるものに高めていく総合的な環境づくりもまた、「砦」の一つではないかと私は考えます。

なお、記者クラブ問題についても一言申し述べさせていただきます。上杉構成員からのご意見は、極めて貴重な問題提起だったと思えます。そしてその効果として、役所や多くの記者クラブを動かして、オープンな記者会見の拡大につながっています。つまり、自主的な改革を促したと言えらると思えます。

そうであればこそ、総務省のフォーラムでこうあるべきだとか、こうすべきだといった提言の形にまとめることは、日々権力との対峙を旨に報道の自由を追い求めている報道現場に対する逆の意味での行政の介入、干渉と受け取られることがないか、大いに懸念するところでございます。議論は、「砦」の在り方を検討するこのフォーラムの場ではなく、報道現場にかかわる人たちを交えた場で大いにしていただきたいものと考えます。

【黒岩構成員】 黒岩祐治です。私は、この2回ほどヒアリング等に出られませんでした。その分私の意見も含めてお話したいと思います。

今放送・通信の分野は激変しつつある最中だと実感する機会がありました。つい先日、CS放送の番組の放送をやっている様子を「ダダ漏れ」という、そのままネット中継されたことがありました。ダダ漏れでは、ネット中継されているものに対して、ツイッターでどんどん皆さんの意見が返ってくる。番組そのものは収録だったんですが、ネットでは生中継され、リアルタイムでツイッターでいろいろな人の意見が返ってくる。私はテレビ業界が長いですが、そういうことは初めての体験でした。ツイッターで返ってくる意見は驚くほどまともな意見が多くて、これが新しいメディアの在り方だと感じました。

そのときに、改めて意を強くしたのですが、国がいろいろ考えて報道の自由を守る砦をつくるなんていうこと自体が、時代にそぐわなくなっているのではないのか。みんなが自由に監視する状況になっていて、おかしなものはおかしいとリアルタイムで返ってくるといふ新しいメディアの状況に入っているときに、前時代的な議論をしているこの場は一体何なのかと、改めて強く感じた次第です。議論の深化の中でも、放送分野における云々、通信分野における云々とありますが、今まさに融合した時代に入っている。新しいメディアの状況は今どうなっているのか改めてこの場でみんなで認識した上で、本当にその「砦」が必要なのかどうかの根本的な議論をすべきだと考えます。

以上です。

【重延構成員】 重延でございます。前回ヨーロッパの火山噴火の影響でこちらのフォーラムを欠席してしまいました。大事な会合であったと思います。

一言感じることを申し上げますと、ヒアリングの総括で出ている総論のところの1番の『自由の砦』は新しい『組織』という文章の中に、相当意味があるように思います。私は、言葉の表現では「制度設計」、「強化策」という言葉は使いませんが、今黒岩構成員がおっしゃったとおり、モデルが変わっていると思います。モデルが変わっている中では、確かに「言論の自由を守る砦」は基本としては重要で、曲げてはならない。そして、

独立性が重要である。これは間違いないですけれども、今社会、個人は変わっているという認識のもとから、モデルを考える時代に行くべきであると思います。現在の色々な動きの中で、今まである規制の構造の中からこれを変化させるということは多分無理だろうと思います。

ですから、まず言論の自由を守ったベースさえあれば、あとは構造を自由にどう考えるかが原点であろうかと思えます。大変なのは、今経済性という中でその構造がなかなか変えられない。むしろ保守化しています。保守化している中でこれを考えるという状況になっていて、せっかく変わるべき時代に、ある意味では経済状況の中色々な構造が保守化している。その中で変えようとしている部分が見えます。それだけでは不可能であるという認識をもう一回持って、ある視点、システム、考え方をつくるのが、これからの推進の仕方ではないかと私は思います。

【浜井構成員】 「ヒアリング等の総括」にも入れていただいているので重複になるのですが、重要なことだと思うので申し上げたいと思います。フォーラムの議論を私なりにいろいろ聞いていて思うのは、「言論の自由を守るための砦」をつくるために最も必要なのは、どういう組織をつくるかということよりは、賢い視聴者を育てる、つまりメディア・リテラシーが重要ではないでしょうか。賢い視聴者が健全なメディアを育てていくことになるのだと思います。それこそが真の砦であり、賢い視聴者が育てば、わざわざ組織としての砦を作る必要はなくなります。ツイッターなども、おそらくそのための道具として有効に機能する可能性があるのだと思います。組織を作る前に、まず、メディア・リテラシーの育成をどう進めていくのかという議論も重要なものではないかと考えております。

以上です。

【広瀬オブザーバ】 今後の進め方については、座長の提案に賛成でございます。ただ、テレビについては相当議論が出てきましたけれども、インターネットを使う側の自由や権利と、プライバシーの問題は大変重要な問題で、その辺の議論がまだされておられません。テレビのことは、幸いなことにみんなよく知っているので議論もわかりやすかったのですが、是非もう一方のインターネットについても、もう少し時間をかけて行う必要があるのではないかと。例えば、ネット広告に関する総務省研究会のことが、今日の朝日新聞の社説で相当大きく取り上げられておりました。その辺も議論する必要があると思います。

テレビについて若干申し上げますと、新聞と同じように、表現の自由を守っていくのはテレビ事業者の大きな責任であって、人に守ってもらうこと自体が問題になると思います。

といいますのは、ある種の取材は、企業の場合などを考えてもらえればわかるのですけれども、これ以上やると取材はお断りしますとか、実際に取材拒否の問題が出てきます。また新聞によくあったのですけれども、こういう記事を書いているとって、時の政治家が、広告を出すべきでないというような訴え方を経済界の幹部にする。つまり、そういう点については十分覚悟して進んでいくというのが報道陣の役割だと思います。何でもかんでも守ってもらうことになると、屋上屋を重ねる規制が出てくるばかりで、報道陣の自覚をある程度前提にした方が建設的な結論が出るのではないかという気がします。

もう一つは、この時代に、特にアメリカとヨーロッパで顕著にあらわれているように、既存のメディアそのものの力が落ちてきて、取材陣を削減したり、カメラマンを削減したりということがどんどん進んできております。その場合に、国民の知る権利は一体大丈夫なのか。一番早い例が、韓国の船が魚雷にやられた件です。従来の朝鮮半島の北と南の関係からいくと、一体どこまで信頼できるのだろうかという気がします。

あれはおそらく正確な調査だと思うのですけれども、その調査を日本人の記者がきちっとフォローする。色々な韓国の調査関係者に聞いてその辺を証拠付けるとか、細かい取材活動がだんだん軽んじられるような時代になってくるのではないか。そうした場合に、満遍なく情報が流れていくことはどういうことなのか。どこからどこまではインターネットに任されるのかという目途も付けなければ、マスメディアの新たな役割は出てこないのではないかという気がいたします。規制という手段に拠らずに、報道の自由を守っていくことが大切です。

それから、テレビの場合には娯楽も非常に大事です。ヨーロッパの公共放送がだんだん力をなくしてマードック氏たちにやられているのは、娯楽を嫌うといいますか、軽視するというか、公営的な放送はその種のものを自ら律して、堅いもの（番組）でいきなさいといった雰囲気があるために、結果としてテレビという大事な情報源が力を失いつつあるという現実もございます。堅いことばかり言わずに、テレビが提供している娯楽というものの大切さも十分に知った上での議論であってほしいという気がしております。

以上です。

【中村構成員】 中村でございます。論点はほぼ出ていると思いますが、論点があり過ぎると考えます。例えばその中で「自由の砦」一つとっても、組織論なのか、制度論でいくのか、デジタル環境の整備を重視するのか。あるいは有害情報対策にしても、規制のアプローチなのか、技術開発でいくのか、リテラシー教育を重視するのかといった、まだ隔

たりのある意見が並んでいる状況だと思います。

これを政策に落とし込んでいこうとすると、それらの重要性とか緊急性を検討して、優先順位をつけた上で、短期、中期、長期の政策の選択肢を出していく作業や認識が、これから非常に重要になってくると思います。

以上です。

【深尾構成員】 深尾です。私も、論点が若干総花的になっていると思いますが、とはいえそれぞれが重要な論点になっていると思います。先ほど黒岩構成員がおっしゃったような時代認識も非常に重要だと思います。短期的な「当面の進め方(案)」はこれでいいと私も思います。しかし、冒頭大臣も率直に放送法のことにも触れられましたし、今中村構成員もおっしゃったように、このフォーラムの議論がどう政策として結実していくかのロードマップと申しますか、大きい議論や非常に総花的な議論をしていて、どこかでうやむやとなってしまうことは絶対避けなければいけないと思います。

そういった点でいくと、こういったものをどう最終的に落とし込んでいくかの大きな道筋も、この論点が出てきた今の時点で何らかの整理をして、それが先ほどの中村構成員の言葉で言うと、プライオリティー、政策順位を決めていくことかもしれません。そういった部分の見える化、可視化をしていくことも議論としては必要ではないかと感じました。

【嶋オブザーバ代理】 ソフトバンクの嶋と申します。非常に論点がたくさん出てきておりますので、フォーラムで話し合ったことはいいけれども、結局何もできなかったというのが一番いけないと思います。したがって、この中で一体何をやるのかやらないのか、それから、制度、組織設計がどうかという話がありましたけれども、本当に組織、制度設計がいけないのか、いいのかもきちんと議論で結論を出すべきだと思います。

それから、今広瀬会長がおっしゃったように、たしかフランス、ヨーロッパでは報道の自由を守るために、一つの例ですけれども、国費を投入して新聞社を守るというところまで出てきているので、そういうところまで本当に日本はやるのかやらないのかをきちんとやった上で、議論を進めていって、短期、中期、長期、そして政策をいつまでにやるかということをししないと、単に議論ただけで終わってしまうと思いますので、是非ともいつまでに何をどういう責任でやるかきちんと決めていただくように、この10月まで深化させていただきたいと思います。

【黒岩構成員】 今の考えに全く反対です。私は、何もつくる必要はないと思っています。議論だけすればいいと思っています。そもそも、ああでもないこうでもない論点を

出していますけれども、一番根本のところでは全然論点が整理されていないです。一番の問題は何かといったら、タイトルにあります「報道の自由を守る砦」をつくるべきか、べきではないのか。そのところで何の共通点も出ていないです。そんな中で各論に入っても、何の意味もないです私は、明確に自分の立場はそんな「砦」は要らないと言っています。要らないのだから、つくる議論をする必要はないです。なぜこういう制度設計か何か結論まで持っていかなければいけないのか。私は、そういうことに全体的に反対しています。

【嶋オブザーバ代理】 私は、本当に要るのか要らないのかという議論をまずやるべきだと申し上げたんです。ここはきちんと総務省で皆さんが集まった中で議論しているわけですから、本当に要るのか要らないのかをうやむやにするのではなくて、きちんと議論すべきだと。その上で、要るのであればいつまでにやると決める。要らないのであればやめる。それをやらないと、単なる話すだけであり、それではいけないというのが私の結論です。

【黒岩構成員】 それなら賛成です。

【濱田座長】 それでは、今まで色々ご意見をいただきましたが、今後どういう形で議論を進めていくか、私が今お話をお伺いして感じていたことを踏まえてご相談したいと思います。

「当面の進め方(案)」で議論を深化させていくことは、概ねですが反対はないかと思えます。ただ、議論を深化させてどうするのか、議論のための議論だけでは仕方ないのではないか。そもそも何らかの政策への落とし込みなどをする必要がないのではないかというご意見もございましたし、同時に、政策等へ落とし込む必要がない、とにかく今のままで放っておいてくれというのであれば、なぜ放っておいていいのかはきちんと整理する必要があるかと思えます。

そういう意味で、最終的にどういう形にするのかは、まだ私自身もしっかり見えているわけではありませんけれども、政策へ落とし込むかどうか、優先順位をどうつけていくか、あるいは自由に任せて何もしなくていいのかどうかをしっかりと考えながら、議論を深化させていくことができればと思っております。どこへ行くかわからないけれども、目先にあるものをとにかく議論しようでは最悪の状況になっていくわけで、今ご指摘いただいたような点を意識しながら、各テーマについての議論をもう少し詰めていくということにしていってはいかがかと思っておりますが、いかがでしょうか。そのあたりはよろしいですね。

それでは、このフォーラムの性格もございますので、これからの進め方をさらにこうし

た方がいいのではないかというご意見があれば、是非おっしゃっていただければと思います。どこかでさらにヒアリングが必要だということになれば、ヒアリングをすることもあり得ていいかという気もしますが、次回以降、まずはこの議論を個別のテーマに沿ってもうちょっと詰めていければと思います。

大枠はそのようなことですが、先ほど広瀬オブザーバからもご指摘がございましたけれども、今回は放送分野、通信分野で、通信分野といってもプライバシーの問題も含めていろいろテーマもありますので、一気に2つともいくのかどうかは、全体の進行はそうなんです。大臣をはじめとして政務三役、座長代理のご意見も聞いて、少し進め方を考えさせていただければと思っております。一応こういう形で前に進んでいくことにさせていただければと思います。それから、進め方については今申しましたように、大体この案にあるような形で考えているけれども、もう少し詰めて、どういうテーマ設定の仕方をすればいいか考えるということもお許しいただいてよろしいでしょうか。

今日は皆様方からご意見を出していただきにくいと思ったのですが、膨らみのある議論をしていただいて、お礼を申し上げたいと思います。今後の進め方の詳細は、事務局からメールにてご連絡させていただければと思います。

最後に原口大臣から一言いただければと思います。

【原口大臣】 本当にありがとうございました。冒頭服部構成員からお話があったところは行政に指示をして、私の時代にそういうものがなかったということは誇りであるし、ここで「砦」の議論をしていただいている証左だと思います。

そして、座長をはじめ皆様に心からお礼を申し上げます。私たちはインターネットの世界を規制する気は全くありませんし、規制などあってはならないと思っています。ただ、今DPI（ディープ・パケット・インスペクション）の議論をしていますけれども、パラダイムが常に前に進んでいます。国民がそのことを知らないで、いつの間にか情報を蓄えられて、それが瞬時に無限大のインターネットの世界において、様々なコモディティの餌食になる事態は避けなければいけない。

ですから、私がここで「言論の砦」、「表現の自由の砦」と申し上げたのは、先ほどアジェンダ設定のお話がございましたけれども、何も放送だけの話ではございません。通信の世界においても自由で、選択可能で、安全に国民自らがアクセスする権利や表現する権利を保障されるためにはどうすればいいか、皆さんに是非ご議論いただきたいと思います。この間アメリカのグーグル社に行ってまいりました。中国とのグーグル問題は、まだ多く

の議論を残しているものです。

ですから、サイバーの空間で起きていること、ツイッターでどうかという話ではなく、瞬時に無限大の新たなパラダイムにおいて何をどのように整理していくのか、あるいは国民は何を知る権利があるのかといったことも、言論、報道、表現の自由はジャーナリストだけの自由ではなく、国民全体の自由ととらえて是非次回以降ご議論いただければと思っています。

座長をはじめ皆さんに、「I shall return.」と申し上げて結びにしたいと思います。ありがとうございます。

【濱田座長】 ありがとうございます。是非戻ってきていただければと思います。

最後に、次回会合の予定でございますけれども、6月30日（水）17時から開催する予定であります。詳細は、事務局から別途ご連絡させていただければと思います。

それでは、これで本日の会合を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上